

# 日本セラミックス協会賞規程

2014年1月23日 理事会承認

(総則)

第1条 日本セラミックス協会細則別表.5に定める日本セラミックス協会賞(以下、協会賞とす)は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 協会賞は、次の6種類とし、毎年総会の席上これを授与する。

1. 功 労 賞 賞状及び副賞
2. 学 術 賞 賞状及び副賞
3. 進 歩 賞 賞状及び副賞
4. 技 術 賞 賞状及び副賞
5. 技術奨励賞 賞状及び副賞
6. 功 績 賞 賞状及び副賞

(功労賞)

第3条 功労賞は本会会員歴10年以上の個人または特別会員においてはその代表者等(通算5年以上その職にあるか又はあったもの)であって、セラミックスに関する産業及び科学・技術の振興、後進の育成指導、伝統技術の継承等に関する功労及び本会事業に関する功労のあった満60歳以上の者に授与する。

(学術賞)

第4条 学術賞は、本会会員歴10年以上の個人会員であって、セラミックスの科学・技術に関する貴重な研究をなし、その業績特に優秀なものに授与する。

2 対象となる研究業績については、本会機関誌に発表されたもののほか、他の学術誌に発表されたものも対象とすることができる。

(進歩賞)

第5条 進歩賞は、本会会員歴5年以上の個人会員又は学生会員であって、セラミックスの科学・技術に関する学術上優秀な研究業績を、Journal of the Ceramic Society of Japan あるいは Journal of Asian Ceramic Societies

に発表し、その年齢が満37歳に達しないものに授与する。

2 共同研究業績については、研究の主たる業績が被推薦者のものと判明できる論文にこれを適用する。

3 進歩賞は、当該研究が現在進行中の場合であっても、これを表彰の対象とすることができる。

(技術賞)

第6条 技術賞は、本会会員歴10年以上の個人会員(個人会員を代表者とするグループを含む)及び特別会員(その組織に所属するグループを含む)であって、セラミックスの科学・技術に関し、製品の開発や工業化などに特に顕著な業績のあったものに授与する。

2 グループを推薦の場合は、受賞候補者は代表者を含め4名以内とする。

3 グループに賞を授与するときは、賞状は各員に、メダルは1業績に対し1個とする。

4 技術賞を授与するときは、受賞代表者の所属機関の名称を明記する。

(技術奨励賞)

第7条 技術奨励賞は本会会員歴5年以上の特別会員の組織に所属する個人または会員歴5年以上の個人会員であって、セラミックスの科学・技術又は工業技術上優秀な業績を発表し、その年齢が満40歳に達しない者に授与する。

2 技術奨励賞を授与するときは、受賞者の所属機関の名称を明記する。

(功績賞)

第8条 功績賞は、本会会員歴10年以上の個人会員であって、教育機関並びに国公立試験・研究機関、若しくはこれに準ずる機関において満20年以上にわたり、セラミックスの科学・技術に関する試験・研究、分析・解析、

開発、普及及び教育に功績のあった満45歳以上のものに授与する。

2 表彰の対象は、技術系教員及び職員とする。

(会員歴、年齢の算定期日)

第9条 第3条～第8条に規定されている会員歴及び年齢の算定期日は、いずれも受賞の年の4月1日現在とする。

2 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。ただし、一時会員を退会(中断)し、2年以内に復活した場合は、1回に限り中断前の会員歴を加算して算定することができる。

3 前条功績賞の職歴は通算した年数とする。

(表彰の件数)

第10条 表彰の件数は、次のとおりとする。

1. 功 労 賞 若干名
2. 学 術 賞 6件以内
3. 進 歩 賞 5件以内
4. 技 術 賞 6件以内
5. 技術奨励賞 5件以内
6. 功 績 賞 3件以内

2 1項で定めた表彰件数に関わらず、特別の事由のあるときは、学術賞、進歩賞、技術賞、技術奨励賞及び功績賞の各賞の合計数27件以内において、それぞれの賞の表彰件数を変更することができる。

(選考委員会)

第11条 協会賞受賞者選考のため、次の協会賞選考委員会を置く。

- (1) 功労賞選考委員会
- (2) 学術・進歩・技術・技術奨励賞・功績賞選考委員会

(受賞候補者の推薦)

第12条 受賞候補者を推薦する有資格者及びその推薦し得る数は、次のとおりとする。

1. 功労賞受賞候補者の推薦  
理事会は、内規に基づく被推薦有資格者を選出し、功労賞選考委員会へ推薦する。
2. 学術賞、進歩賞、技術賞及び功績賞の各賞受賞候補者の推薦有資格者は次による。

①支部長、部会長及び個人会員とする。

②協会賞選考委員は除く。ただし、支部長、部会長が協会賞選考委員を兼ねるばあいは、役職上有資格者とする。

③当該年度の被推薦者は、同一名称の協会賞の推薦はできない。

3. 技術奨励賞受賞候補者の推薦有資格者は特別会員代表者、支部長、部会長及び個人会員とする。

4. 同一会社の複数の事業所が特別会員であるか、又は出向先が特別会員である場合の推薦権は次のとおりとする。

①特別会員にはそれぞれ推薦権を認める。

②出向者は、出向元、出向先いずれの組織でも在籍者と認める。

5. 規程第3条～第8条の会員歴資格のほか、協会賞の被推薦者の資格

①協会賞を受賞していない者。ただし、下記の場合は有資格者とする。

・進歩賞を受賞後10年以上経た者

・技術奨励賞を受賞後10年以上を経た者

②協会賞選考委員は被推薦者の資格はない。

③支部長・部会長は役職上推薦者であるが、個人として被推薦者となることができる。

6. 功労賞を除く各賞の推薦件数

①支部長及び部会長は、各賞について各々複数件推薦することができる。

②個人会員は、5名以上の連名によって各賞について1件推薦することができる。

(推薦の方法)

第13条 学術賞、進歩賞、技術賞、技術奨励賞及び功績賞の受賞候補者の推薦方法及び日程は、次のとおりとする。

1. 会員には、毎年協会ホームページおよびセラミックス誌に協会賞推薦要項を会告して知らせる。

2. 支部長、部会長及び特別会員代表者には、書面をもって推薦を依頼する。(特別会員代表者は技術奨励賞に限る。)

3. 推薦書の提出期限を過ぎたものは受理しな

い。

4. 推薦者は、所定の推薦書及び関連資料を添えて、提出期限までに会長あて推薦する。

5. 「学術賞及び進歩賞の推薦書」には、関連資料として「推薦理由概要の研究業績等」を証するため、被推薦者は

①「強調すべき業績内容」を箇条書きとしたもの

②「推薦業績に関する主要論文目録および研究業績の論文目録」を各10部添付する。

なお、推薦業績に関する主要論文の中から5編程度（以内）の別刷（鮮明な写しで可）を2部添付する。

6. 「技術賞の推薦書」には、関連資料として「推薦理由概要の技術業績」を証するため、被推薦者は「強調すべき業績内容」を箇条書きとしたもの、及び参考資料（学会発表論文、記事、パンフレット等）、特許等のコピーを8部添付する。

7. 「技術奨励賞の推薦書」には、関連資料として「推薦理由概要の技術業績」を証するため、被推薦者は強調すべき技術又は業績の特色を箇条書きとしたもの、及び参考資料（学会発表論文、記事、パンフレット等）、特許等のコピーを8部添付する。

8. 「功績賞の推薦書」には、関連資料として「推薦理由概要の業績」を証するため、推薦者は「強調すべき業績内容」を箇条書きとしたものを8部添付する。

（類似業績推薦の場合の取扱い）

第14条 複数の推薦者から類似業績で同一被推薦者の推薦があった場合、選考委員会は、当該推薦者間の協議によって「類似の業績内容をま

とめる」よう勧奨することができる。

（業績説明）

第15条 学術賞、進歩賞、技術賞、技術奨励賞及び功績賞の選考に際し、選考委員会は各業績ごとに業績説明を受ける。

2 推薦者は各業績ごとに1名の業績説明者を推薦する。業績説明者は

1. 学術賞・技術賞の説明は、原則として本人とする。本人以外の説明者のときは共同研究者等業績内容に熟知した者とする。
2. 進歩賞の説明は、本人が行うものとする。
3. 技術奨励賞の説明は原則として本人とする。本人以外の説明者のときは、上司等業績内容に熟知した者とする。
4. 功績賞の説明は、本人以外の説明者が行うものとする。
5. 業績説明者は、説明会当日の説明事項をスライド（プレゼンテーションのための電子ファイル）10枚程度にまとめ、そのプリントアウト及び必要ならば説明書等を各10部添付し、業績説明会の3週間前までに提出するものとする。なお、業績説明の具体的項目については別途推薦要領に定める。

（選考方法）

第16条 協会賞選考委員会による選考の方法は、別に定める内規による。

（決定）

第17条 会長は、協会賞選考委員会からの答申に基づく各賞受賞候補者を、理事会もしくは全理事による評決に従い、各賞受賞者を決定する。

参考（最近の改正内容）

1990年 7月23日 一部改正。（受賞件数を16件から19件に増加）

1992年 7月27日 一部改正。（7、12条の改正）

1994年 6年 3月18日 一部改正。（すべての条文の見直し）

1995年 3月31日 一部改正。（審査委員の増員と受賞件数を19件から20件に増加）

- 1997年 4月18日 全面改正。(旧規程と規程内規をあわせ、整備再構成した。)
- 1998年 7月17日 一部改正。(推薦者、被推薦者の条文見直し)
- 1999年 9月20日 一部改正。(定款、細則変更に伴う会員名称の変更)
- 2001年 4月19日 一部改正。(技術奨励賞を創設)
- 2006年 1月24日 一部改正。(技術奨励賞候補者資格を変更。個人を個人会員とする)
- 2007年 4月24日 一部改正。(進歩賞第5条年齢満35歳より満37歳に変更)
- 2008年 1月24日 一部改正。(功労賞資格を個人会員を個人、年齢を60歳以上と変更)
- 2009年 1月23日 一部改正。(13条推薦書の様式、内容および15条業績説明会準備資料を変更)
- 2011年 4月13日 一部改正。(募集スケジュールに関する文言を変更)
- 2011年 5月16日 一部改正。(最終決定の方法(第17条)変更)
- 2012年 3月 8日 一部改正。(協会賞の被推薦者の資格(12条))変更)
- 2013年 3月 7日 一部改正。(進歩賞被推薦資格(第5条)、技術奨励賞推薦資格(第12条)等を変更)
- 2014年 1月 23日 一部改正(功労賞被推薦者(第3条)変更)